

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目					内 容	達成期間			実施主体	関連機関
							防潮 対策	船舶	人	施設	物品		港湾 機能	仕組 み作り	短期		
			番号		重複	関連 項目											
① 津波に強い港湾施設をつくる	(A) 津波による被害の発生を防ぐ	堤内地の浸水被害の防止 ＜1＞	①－1	防潮扉の電動化の推進			●					夜間閉鎖率の向上、防潮扉閉鎖時の省力化・迅速化に向けた施設整備を推進する（角落とし等の改善や既設防潮扉の電動化）		■		大阪市港湾局	なし
			①－2	水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実		②-1	●		●			水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			近畿地方整備局企画部・河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	なし
			①－3	水門・防潮扉・防潮堤の補修の継続・充実			●		●			水門、防潮扉及び防潮堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			近畿地方整備局企画部・河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	なし
			①－15	防潮堤耐震化の推進			●					津波避難ビルがある堤内地への浸水を防止、低減するため、既存堤防の耐震強化を推進する			■	大阪府河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪市建設局	危機管理室 臨港4区役所
		津波波力の低減 ＜2＞	①－4	防波堤の定期点検の充実		②-9	●		●			防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			大阪市港湾局	なし
			①－5	防波堤の補修の継続・充実			●		●			防波堤の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			大阪市港湾局	なし
		(B) 津波による被害や影響を低減する	堤内地の浸水被害の低減 ＜3＞	①－6	防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保		②-17	●					防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する（簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等）		■	----->	近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局
	堤外地の浸水被害の低減 ＜4＞		①－7	倉庫・上屋の浸水対策の実施					●			浸水被害の可能性がある倉庫や上屋について、防水対策を実施する（土嚢等の開閉部周辺への配備等）			■	大阪市港湾局 企業（港運会社、倉庫会社）	なし
	流出被害低減機能の確保 ＜5＞		①－8	小型船舶係留索の強化				●				船舶の大きさに応じた係留索の強度及び係留方法を検討し、船舶所有者に対して啓発を行う		■		大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	船舶所有者
			①－9	小型船舶等の保管場所の確保				●				小型船舶に対する係留・保管場所について検討し、係留・保管に必要な空間を確保する			■	大阪市港湾局 企業（マリーナ運営会社）	近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部
			①－10	コンテナ流出防止対策の実施						●	●	津波による岸壁上のコンテナ流出を防止するための対策についての検討を行い、実施する。（コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等）		■		大阪市港湾局 企業（港運会社）	近畿地方整備局港湾空港部
	物流機能の確保 ＜6＞		①－11	岸壁・物揚場の定期点検の充実		②-19			●	●		津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社	なし
			①－12	岸壁・物揚場の補修の継続・充実					●	●		津波被害が予想される岸壁や物揚場の補修の実施方法・実施体制について検討を行い、適切に実施する	----->			近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社	なし
			①－13	耐震強化岸壁の整備		⑥-1			●	●		災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する			■	大阪市港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	なし
			①－14	荷役機械の浸水対策の実施					●	●		岸壁浸水時における荷役機械の機能を確保するための対策を検討し、実施する（荷役機械の移動、電気設備の防水対策等）			■	大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社	企業（港運会社）

アクション項目の達成期間 ①短期：平成２４年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成２６年度末で完了、③長期：平成２９年度末で完了（一部項目については平成２９年度以降及び継続的实施）、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目						内 容	達成期間			実施主体	関連機関
							防潮 対策	船舶	人	施設	物品	港湾 機能		仕組 み 作り	短期	中期		
			番号	重複	関連 項目													
② 津波災害に強い人・組織をつくる	(A) 津波による被害の発生を防ぐ	堤内地の浸水被害防止体制の確保<7>	②-1	水門・防潮扉・防潮堤の定期点検の充実	【重複】	①-2	●			●			水門、防潮扉及び防潮堤等の防潮機能を維持するため、定期点検の実施項目・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				近畿地方整備局企画部・河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	なし
			②-2	官民合同による防潮扉の閉鎖訓練の強化			●					防潮機能の確保を目的とした関係者合同による防潮扉の閉鎖作業訓練の検討を行い、実施する 閉鎖後の避難ルートおよび避難場所について検討し、時間の概念を導入した訓練とする	■			大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市港湾局 水防団 防潮扉管理企業	大阪市危機管理室 市民	
			②-3	施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施		④-1	●					施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する		■		大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局	大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所	
			②-4	防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視・指導の充実			●					防潮扉閉鎖時に支障を及ぼす防潮扉周辺の放置自動車や物品に対しての巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する	■			大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	なし	
			②-5	災害時における民間企業等と連携した放置自動車や物品の移動体制の確保			●					災害時において民間事業者等と連携した、防潮扉レール上等の放置自動車や物品に対しての一時的な移動方法について検討を行い、実施する		■		大阪市港湾局 水防団	民間事業者(レッカー業者)	
			②-6	防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力			●					水防団や防潮扉閉鎖担当職員が万一防潮扉の閉鎖に対応できない場合に対して、地域住民と連携した防潮扉の閉鎖体制について検討を行い、実施する	■			大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 防潮扉近隣住民	臨港4区役所 水防団	
			②-7	地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持			●					防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討を行い、実施する	■			大阪市危機管理室 大阪市港湾局	なし	
			②-8	施設管理者による参集訓練の実施			●					施設管理者職員の参集訓練の実施による防潮扉閉鎖体制の強化を図る	■			大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	水防団 企業(港運会社、倉庫会社)	
		人の避難体制の確保<9>	②-9	防波堤の定期点検の充実	【重複】	①-4	●			●		防波堤の機能確保に向けた巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する				大阪市港湾局	なし	
			②-10	港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発		③-7			●			企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する 啓発活動を更に積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する	■			大阪市港湾局	企業(港運会社、船社、倉庫会社等)	
			②-11	港湾事業者の自主防災組織の充実		③-8			●			企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する(港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等)		■		企業(港運会社、船社、倉庫会社等)	大阪市港湾局	
			②-12	港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発		③-9 ④-3			●			港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する	■			大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局	地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団	
			②-13	官民合同による避難訓練の実施		③-11			●			港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する		■		大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	企業(港運会社、倉庫会社) 水防団	
			②-14	関係機関による避難広報の充実		③-13 ④-6			●			港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する	■			大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局	大阪市消防局	
			②-15	海上からの避難広報の実施		③-17 ④-8			●			公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する	■			大阪海上保安監部 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 大阪市消防局	
			②-16	避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保		③-16 ④-7			●			港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する また、複数の情報手段を検討する		■		大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	臨港4区役所	

アクション項目の達成期間 ①短期：平成24年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成26年度末で完了、③長期：平成29年度末で完了（一部項目については平成29年度以降及び継続的实施）、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目					内 容	達成期間			実施主体	関連機関		
							防潮 対策	船 舶	人	施設	物品		港湾 機能	仕 組 み 作 り	短期			中期	長期
			番号		重複	関連 項目													
② 津波災害に強い人・組織をつくる	(B) 津波による被害や影響を低減する	堤内地の浸水被害低減体制の確保 ＜10＞	②－17	防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保	【重複】	①-6	●						防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備等)		■	→	近畿地方整備局河川部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	水防団	
			②－18	防潮扉閉鎖不可時の情報伝達の検討								●	防潮扉が万一閉鎖できない場合の情報連絡体制を構築する		■		大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室・河川室・西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局	水防団 防潮扉管理企業	
		物流機能の被害低減体制の確保 ＜11＞	②－19	岸壁・物揚場の定期点検の充実	【重複】	①-11				●		●	津波被害が予想される岸壁や物揚場の巡視及び点検の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、適切に実施する	→			近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局 大阪港埠頭株式会社	なし	
		流出被害低減体制の確保 ＜12＞	②－20	放置艇・沈船の監視等の充実及び撤去体制の確保				●					津波来襲時の被害増大を招く放置艇や沈船の定期監視及び警告の強化、及び改善が無い場合についての処置(撤去等)方法について検討を行い、実施する			■	大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	大阪海上保安監部	
			②－21	小型船舶の被害低減に向けた啓発の実施				●					津波来襲時の被害増大を招く小型船舶に対する警告の実施体制について検討を行い、実施する	■	→		大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	なし	
			②－22	流出する恐れのある放置自動車や物品の監視の充実							●		津波により流出する恐れがある堤外地の放置自動車や物品の巡回監視活動の強化に向けた実施方法・実施体制について検討を行い、実施する	■	→		大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	なし	
		防災意識の啓発 ＜13＞	②－23	施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発		④-9				●	●		港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する 啓発活動をさらに積極的に展開できるように、啓発方法及び啓発体制について検討する	■	→		大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団	
			②－24	施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布		④-10					●	●	港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示すとともに、被災想定に応じた行動、対策の事例などを記載した防災マップを作成し、配布する	■			大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)	
		情報伝達体制の確保 ＜14＞	②－25	緊急時における情報伝達手段の確保		④-14						●	被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する	■			大阪市危機管理室	大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局	
			②－26	施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保		④-11					●	●	貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する			■	大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	なし	
			②－27	ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実		④-12 ⑤-4							●	ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する	■			大阪市危機管理室 大阪市港湾局	企業(電気、ガス、電話事業者)
			②－28	防災に関する関係行政機関との情報共有化		④-13							●	各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う			■	近畿地方整備局企画部・河川部・港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局	大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)
			②－29	関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施		④-15							●	大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する	→			近畿地方整備局企画部・河川部・港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表	大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)
			②－30	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保		⑤-1		●						津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	企業(建設業)
	(C) 早期に港湾機能を回復する	物流機能復旧体制の確保 ＜16＞	②－31	被災状況調査の充実		⑤-5		●				●	津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局河川部 近畿地方整備局港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)	
			②－32	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備		⑤-6		●				●	●	被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる			■	大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)	大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)
			②－33	官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保		⑤-7		●					●	津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する	■			大阪市港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)
			②－34	官民連携による航路浚渫の実施体制の確保		⑤-8		●					●	津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)
			②－35	官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保		④-16 ⑤-9		●				●	●	被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局河川部・港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	企業(建設業) 岸壁利用者

アクション項目の達成期間 ①短期：平成24年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成26年度末で完了、③長期：平成29年度末で完了(一部項目については平成29年度以降及び継続的实施)、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目					内 容	達成期間			実施主体	関連機関	
							防潮 対策	船舶	人	施設	物品		港湾 機能	仕組 み作り	短期			中期
			番号		重複	関連 項目												
③ 避難・ 救助を支援する	(A) 津波による 被害の発生 を防ぐ	船舶避難の 迅速化 ＜17＞	③-1	ポータラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保		④-2	●					ポータラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施するとともに、複数の情報伝達手段を検討する	■			大阪海上保安監部 大阪市港湾局	なし	
			③-2	船舶の避難マニュアルの整備				●					港内の大型船の被災を避けるため、港外避難する際の出港順序等の避難方法について検討を行い、関係機関や船社に対する避難マニュアルをとりまとめる	■			大阪海上保安監部 大阪市港湾局	大阪船主会 大阪フェリー協会 企業(船舶代理店)
			③-3	港外避難に有利な着岸形式の検討					●				港内の大型船の被災を避けるため、船舶着岸形式の出船形式への変更に向けての検討を行う			■	大阪市港湾局	大阪海上保安監部 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪フェリー協会 大阪港運協会 企業(船舶代理店)
			③-4	災害時における小型船舶の緊急避難水(海)域の設定可能性の検討				●					港内で停泊中の小型船舶が避難するための水域の確保について検討を行う			■	大阪市港湾局	大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所
		③-5	要避難者に対する浸水想定地域における啓発情報の掲示						●			堤外地の港湾労働者や来訪者に対して浸水情報等を掲示し、避難誘導を行うための掲示板について検討を行い、掲示板を設置する	■			大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	大阪市危機管理室	
		③-6	要避難者に対する公共施設等の緊急避難場所の確保・啓発						●			港湾労働者や来訪者が避難可能な施設(フェリーターミナルの建物や民間ビル等)を選定し、施設管理者への協力要請若しくは協定等の締結に向けて啓発を行う			■	大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)	大阪フェリー協会 大阪港埠頭株式会社	
		③-7	港湾事業者の自主防災組織の形成に向けた啓発	【重複】	②-10			●				企業の自主的な防災能力向上を目指すために自主防災組織づくりに向けた啓発活動を実施する	■	→			大阪市港湾局	企業(港運会社、船社、倉庫会社等)
		③-8	港湾事業者の自主防災組織の充実	【重複】	②-11			●				企業の自主的な防災能力向上を目指した取組みについて検討を行い、実施する（港湾事業者における避難訓練の実施や避難計画の策定等）			■	→	企業(港運会社、船社、倉庫会社等)	大阪市港湾局
		③-9	港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発	【重複】	②-12 ④-3			●				港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する	■	→			大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局	地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団
		③-10	港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布		④-4			●				港湾労働者の迅速な避難を促すため、避難ルート、避難場所、岸壁高さ、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する	■				大阪市港湾局	大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)
		③-11	官民合同による避難訓練の実施	【重複】	②-13			●				港湾労働者を対象として、官民合同による避難訓練の実施方法・実施頻度・実施体制について検討を行い、実施する			■		大阪府都市整備部河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	企業(港運会社、倉庫会社) 水防団
		③-12	関係機関と避難情報の共通発信内容の調整		④-5			●				確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する	■				近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室	大阪海上保安監部 大阪市港湾局
		③-13	関係機関による避難広報の充実	【重複】	②-14 ④-6			●				港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する	■				大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局	大阪市消防局
		③-14	来訪者の避難・誘導体制の確保・啓発						●			臨海部の来訪者に対する津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等について検討を行い、掲示板等で啓発を行う また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する			■		大阪市危機管理室 大阪市港湾局	大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所 大阪市ゆとりとみどり振興局
		③-15	外国人に対する避難・誘導対策の実施						●			船員や臨海部に来訪している外国人に対して、外国語による津波・避難情報の伝達、及び避難場所への誘導方法等についての検討を行い、掲示板等に反映する また、避難情報伝達手段として、複数のメディアの活用を検討するとともに、来訪施設の管理者の協力体制を確立する			■		大阪市危機管理室 大阪市港湾局	大阪府西大阪治水事務所 臨港4区役所
		③-16	避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保	【重複】	②-16 ④-7			●				港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する			■		大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	臨港4区役所
		③-17	海上からの避難広報の実施	【重複】	②-15 ④-8			●				公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する	■	→			大阪海上保安監部 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 大阪市消防局

アクション項目の達成期間 ①短期：平成24年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成26年度末で完了、③長期：平成29年度末で完了(一部項目については平成29年度以降及び継続的実施)、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)					対象被害項目					内 容	達成期間			実施主体	関連機関
			番号		重複	関連 項目	防潮 対策	船舶	人	施設	物品	港湾 機能	仕 組 み 作 り	短期	中期	長期		
④ 情報 の共有化を図る	(A) 津波による 被害の発生 を防ぐ	防潮扉閉鎖情報の 充実<19>	④-1	施設管理者間における防潮設備の共同モニタリングの実施	【重複】	②-3	●						施設管理者間において、共同で防潮扉の閉鎖状況を監視できる体制について検討を行い、実施する		■		大阪府都市整備部河川室 大阪市港湾局	大阪府都市整備部事業管理室 大阪府西大阪治水事務所
		船舶避難情報の 充実<20>	④-2	ボートラジオ等の活用による船舶への防災情報の発信体制の確保	【重複】	③-1	●						ボートラジオ等を用いて、船舶・船員等への避難情報、及び外国船等への情報伝達方法・実施体制について検討を行い、実施する		■		大阪海上保安監部 大阪市港湾局	なし
		避難情報の 充実 <21>	④-3	港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発	【重複】	②-12 ③-9		●					港湾労働者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、自主的に適切な防災行動がとれるようにするための啓発活動を実施する	■	→		大阪府政策企画部危機管理室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市港湾局	地元消防署 臨港4区役所 防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団
			④-4	港湾労働者等の避難のための臨海部の防災マップの作成・配布	【重複】	③-10		●					港湾労働者の迅速な避難を促すため、津波の想定浸水範囲や浸水深を示したパンフレットを作成し、港湾事業者等へ配布する	■			大阪市港湾局	大阪市危機管理室 臨港4区役所 企業(港運会社、倉庫会社)
			④-5	関係機関と避難情報の共通発信内容の調整	【重複】	③-12		●					確実な避難を促すため、関係機関と連携した津波・避難情報の発信方法・発信体制について検討を行い、実施する	■			近畿地方整備局河川部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪市危機管理室	大阪海上保安監部 大阪市港湾局
			④-6	関係機関による避難広報の充実	【重複】	②-14 ③-13		●					港湾労働者及び来訪者を対象として、各機関保有の広報車等を利用した避難広報活動についての連携体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を確保する	■			大阪市危機管理室 臨港4区役所 大阪市港湾局	大阪市消防局
			④-7	避難のための港湾事業者への津波情報連絡体制の確保	【重複】	②-16 ③-16		●					港湾労働者の迅速な避難を促すため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する		■		大阪市危機管理室 大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	臨港4区役所
			④-8	海上からの避難広報の実施	【重複】	②-15 ③-17		●					公共保有船による海上からの避難情報の提供方法、実施体制について検討を行い、津波発生時の実施体制を構築する	■	→		大阪海上保安監部 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 大阪市消防局
	(B) 津波による 被害や影響 を低減する	防災情報の 普及 <22>	④-9	施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発	【重複】	②-23			●	●			港湾事業者を対象として、津波に対する知識を理解してもらい、貨物の浸水被害低減・流出防止に向けた啓発活動を実施する	■	→		大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	防潮扉管理企業 企業(港運会社、倉庫会社) 水防団
			④-10	施設の浸水被害や物品の流出低減のための臨海部の防災マップの作成・配布	【重複】	②-24			●	●			港湾事業者を対象として、津波による被災状況や想定浸水深を示したパンフレットを作成し、配布する	■			大阪市港湾局	大阪市危機管理室 企業(港運会社、倉庫会社)
		情報伝達 機能の確保 <23>	④-11	施設の浸水被害や物品の流出低減に向けた港湾事業者への津波情報連絡体制の確保	【重複】	②-26			●	●			貨物等の浸水被害や流出被害を低減するため、港湾事業者に対する津波情報の伝達体制についての検討を行い、実施する		■		大阪市港湾局 大阪港運協会 企業(港運会社、倉庫会社)	なし
			④-12	ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実	【重複】	②-27 ⑤-4						●	ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する	■			大阪市危機管理室 大阪市港湾局	企業(電気、ガス、電話事業者)
			④-13	防災に関する関係行政機関との情報共有化	【重複】	②-28						●	各機関が保有する防災に関する情報の共有化の実施方法について検討を行い、実施体制の構築を行う		■		近畿地方整備局企画部・河川部・港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市港湾局	大阪府警察本部 臨港4区役所 企業(電気、ガス、電話事業者)
			④-14	緊急時における情報伝達手段の確保	【重複】	②-25						●	被災時の通信インフラ断絶時における情報伝達を確保するため、緊急連絡時の確実な情報連絡手段を検討し、確保する	■			大阪市危機管理室	大阪市建設局 臨港4区役所 大阪市港湾局
			④-15	関係機関との定期的な防災連絡会議(委員会)の実施	【重複】	②-29						●	大阪港地震・津波対策検討委員会の関係機関により、防災対策の実施状況等についての検証、実施対策の見直し、新たな課題への対策を行うための定期的な会議を開催する	→			近畿地方整備局企画部・河川部・港湾空港部 大阪海上保安監部 大阪府警察本部 大阪府政策企画部危機管理室 大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市危機管理室 大阪市建設局 大阪市消防局 大阪市交通局 臨港4区役所 大阪市港湾局 淀川左岸水防事務組合 神戸海難防止研究会 大阪船主会 大阪港運協会 大阪フェリー協会 水防団 市民代表	大阪港埠頭株式会社 企業(電気、ガス、電話事業者)
	(C) 早期に港湾 機能を回復 する	復旧情報の 共有<24>	④-16	官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保	【重複】	②-35 ⑤-9	●		●		●		被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局河川部・港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	企業(建設業) 岸壁利用者
		支援情報の 発信<25>	④-17	被災後の使用可能港湾施設情報の提供		⑤-2						●	被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する		■		近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	大阪船主会 大阪港運協会

アクション項目の達成期間 ①短期：平成２４年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成２６年度末で完了、③長期：平成２９年度末で完了（一部項目については平成２９年度以降及び継続的実施）、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目						内 容	達成期間			実施主体	関連機関
							防潮 対策	船舶	人	施設	物品	港湾 機能		仕組 み作り	短期	中期		
			番号		重複	関連 項目												
⑤ 被災した港湾を早期に復旧する	(C) 早期に港湾機能を回復する	防潮機能の復旧<26>	⑤-1	防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保	【重複】	②-30	●						津波来襲後の防潮堤等の損傷箇所に対する応急対策の実施方法、実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する		■		大阪府都市整備部事業管理室・河川室 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	企業(建設業)
		復旧支援体制の確保<27>	⑤-2	被災後の使用可能港湾施設情報の提供	【重複】	④-17					●	被災後の物流機能を確保するため、利用可能な港湾施設情報の発信方法について検討を行い、発信体制を構築する		■		近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	大阪船主会 大阪港運協会	
			⑤-3	応急復旧活動用地の確保		⑥-2					●	被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する		■		大阪市港湾局	大阪市危機管理室	
			⑤-4	ライフライン事業者への被災情報連絡網の充実	【重複】	②-27 ④-12					●	ライフライン事業者と施設管理者間の災害連絡の実施方法・実施体制について検討を行い、連絡体制を構築する	■			大阪市危機管理室 大阪市港湾局	企業(電気、ガス、電話事業者)	
	物流機能の復旧<28>	⑤-5	被災状況調査の充実	【重複】	②-31		●			●	津波来襲後の港内及び一部河川筋の被災状況を把握するための効果的な調査の実施方法・実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する		■		近畿地方整備局河川部・港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市港湾局	大阪市危機管理室 企業(航空調査会社)		
		⑤-6	散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備	【重複】	②-32		●			●	被災後の乗り上げ小型船、岸壁上の散乱貨物等の撤去・回収に関する作業体制及び作業手順について検討を行い、マニュアルにとりまとめる			■	大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社)	大阪府西大阪治水事務所 大阪市環境局 大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)		
		⑤-7	官民連携による漂流物の回収による水域の復旧体制の確保	【重複】	②-33		●			●	津波来襲による水域の漂流物を迅速に回収できる体制について、民間事業者との連携を含めた検討を行い、被災時の実施体制を構築する	■			近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	大阪海上保安監部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市環境局 企業(建設業)		
		⑤-8	官民連携による航路浚渫の実施体制の確保	【重複】	②-34		●			●	津波来襲後の航路上の水深不足に対する迅速な浚渫の実施に向けて、民間事業者と連携した航路復旧の実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局港湾空港部 大阪市港湾局	大阪湾広域臨海環境整備センター 企業(建設業)		
		⑤-9	官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保	【重複】	②-35 ④-16		●			●	被災後の各施設(岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等)の復旧に向けた復旧工事の方法、及び民間事業者との連携を含めた実施体制について検討を行い、被災時の実施体制を構築する			■	近畿地方整備局河川部・港湾空港部 大阪府西大阪治水事務所 大阪市建設局 大阪市港湾局	企業(建設業) 岸壁利用者		
	波及被害の低減<29>	⑤-10	渡船機能の確保							●	渡船の機能を確保するための実施方法について検討を行い、実施する(誘導標識の整備、渡船係留索の強化等)			■	大阪市建設局 大阪市港湾局	なし		
		⑤-11	企業へのBCP策定支援							●	被災後の企業活動を継続するため、企業へのBCP策定に関する情報提供等について検討を行い、企業に対して啓発を行う			■	大阪市危機管理室 大阪市港湾局 企業(港運会社、倉庫会社、製造業者)	大阪府政策企画部危機管理室		

アクション項目の達成期間 ①短期：平成24年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成26年度末で完了、③長期：平成29年度末で完了（一部項目については平成29年度以降及び継続的実施）、継続実施は→で表示

施策の 方向性	施策項目	アクション 目標(案)	アクション項目(案)				対象被害項目						内 容	達成期間			実施主体	関連機関	
							防 潮 対 策	船 舶	人	施 設	物 品	港 湾 機 能		仕 組 み 作 り	短 期	中 期			長 期
			番号		重複	関連 項目													
⑥ 災 害 支 援 す る 点 機 能	(B) 津波による 被害や影響 を低減する	物流機能の 支援<30>	⑥ー1	耐震強化岸壁の整備	【重複】	①-13					●		●	災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備を推進する			■	大阪市港湾局 近畿地方整備局港湾空港部	なし
	(C) 早期に港湾 機能を回復 する	復旧活動の 支援<31>	⑥ー2	応急復旧活動用地の確保	【重複】	⑤-3							●	被災後の復旧に必要な活動場所について検討を行い、活動場所を確保する			■	大阪市港湾局	大阪市危機管理室

アクション項目の達成期間　①短期：平成２４年度末で完了または集中・継続実施、②中期：平成２６年度末で完了、③長期：平成２９年度末で完了（一部項目については平成２９年度以降及び継続的实施）、継続実施は→で表示